

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い

D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方, 官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。			
	計	画	実 績 達 成 度
所 管 課 市民センター 対 象 施 設 ◇市民会館・公民館			
【 実 施 状 況 等 】			
19 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討する。	検討	-
20 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討した。	検討	検討
21 年 度	◆ 指定管理者制度の導入に向けて検討するため, 芦屋市民センター・ルナホール事業運営基本計画を策定した。	検討	検討
22 年 度	◆ H24年度からの指定管理者制度導入を含め, 市民会館, ホール, 公民館の各施設の適正な管理方法を検討した。	-	検討
23 年 度	◆ H24年度から市民センターと公民館の一部の業務を新たに民間事業者に委託するよう手続きを進めた。	-	変更実施
総 括 コ メ ン ト	◆ 芦屋市民センター・ルナホール事業運営基本計画を策定した。 ◆ H24年度から市民センターと公民館の一部の業務を新たに民間事業者に委託する。	5 年 間 合 計	
9 新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 業務委託を検討した後に指定管理者制度の導入を検討する。【新行革項目】実施計画14(3): 指定管理者制度導入検討 [市民会館・公民館]		
所 管 課 美術博物館 対 象 施 設 ◇美術博物館			
【 実 施 状 況 等 】			
19 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討する。	検討	-
20 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討した。	検討	検討
21 年 度	◆ H23年度からの指定管理者制度の導入に向けて, H21年10月に芦屋市立美術博物館運営基本方針を見直した。	-	検討
22 年 度	◆ H23年4月から指定管理者制度を導入することを決定した。 (小学館集英社プロダクション, 芦屋ミュージアム・マネジメント, グローバルコミュニティグループ)	-	実施
23 年 度	◆ H23年4月から指定管理者制度を導入済み。 (小学館集英社プロダクション, 芦屋ミュージアム・マネジメント, グローバルコミュニティグループ)	-	実施
総 括 コ メ ン ト	◆ 運営基本方針を見直しし, 美術博物館に指定管理者制度を導入した。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 指定管理者制度を導入したので次期項目には引き継がない。有料施設の利用促進として, 次期項目に上げ活性化を図っていく。【新行革項目】実施計画4: 収益性の高いイベント, 企業とのタイアップ企画, 施設利用率向上の観点からの広報・ホームページでの宣伝のあり方		

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。				
所 管 課 図書館				
対 象 施 設 ◇ 図書館				
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度
	19 年 度	◆ 業務委託による経費節減を図る。	検 討	-
	20 年 度	◆ 業務委託による経費節減を図った。	検 討	検 討
	21 年 度	◆ 図書館については当分の間指定管理者制度は導入しない。 ◆ 大原分室と本館の一部で業務委託を実施した。	-	導入しない
	22 年 度	◆ 大原分室と本館の一部で引き続き業務委託を実施した。	-	導入しない
	23 年 度	◆ 大原分室と本館の一部で引き続き業務委託を実施した。	-	導入しない
	総 括 コ メ ン ト	◆ 指定管理者制度の導入に当たっては、芦屋市文化行政推進懇話会の提言で慎重な検討が必要とされ、社会教育委員の会議において直営が望ましいとの意見が多かったことから、当面導入しないこととした。	5 年 間 合 計	
9	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 現在のところ、直営での運営を継続していくため、次期項目には引き継がない。業務委託の範囲については精査していく。		
所 管 課 人事課				
対 象 施 設 ◇ 福利厚生関係業務				
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度
	19 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討する。	検 討	-
	20 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討した。	検 討	検 討
	21 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討したが、現在のところ業務内容等から委託になじまない状況がある。引き続き業務委託を検討する。	-	検 討
	22 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討したが、現在のところ業務内容等から委託になじまないと判断した。	-	導入しない
	23 年 度	◆ 現在のところ業務内容等から委託になじまないと判断した。	-	導入しない
	総 括 コ メ ン ト	◆ H21年度より福利厚生業務について、再任用職員を2人配置し業務の効率化を図った。 ◆ 業務内容等から業務委託になじまないため、再任用職員を活用する方が効率的であると判断した。	5 年 間 合 計	
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 業務内容が業務委託になじまないため、次期項目には引き継がない。		

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い

D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。					
	所 管 課	対 象 施 設	計 画	実 績	達 成 度
	下水処理場	◇下水道施設管理運営業務			
	【 実 施 状 況 等 】				
9	19 年 度	◆引き続き業務委託の範囲について検討する。	検討	-	B
	20 年 度	◆H20年4月1日から、夜間勤務体制の見直し（4人体制を3人体制に変更）を行った。	検討	検討	
	21 年 度	◆引き続き勤務形態について協議した。	-	検討	
	22 年 度	◆H22年4月1日から、夜間勤務の3人体制を2人体制に変更した。	-	実施	
	23 年 度	◆H23年4月1日から夜間勤務2人体制を廃止し、民間委託にした。	-	実施	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 処理場施設の円滑・安定的な運営を図るため、適切な人員配置を行った。 ◆ 効果的・効率的な処理場の施設運営を図るため、夜間勤務を民間委託にした。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 包括的な民間委託は引き続き検討する。				

5 市場化テスト導入の検討

市場化テスト導入の検討					
	所 管 課	取 組 の 説 明	計 画	実 績	達 成 度
	行政経営課	◇市場化テスト導入のための指針を策定し、適用業務の有無を検討する。			
	【 実 施 状 況 等 】				
10	19 年 度	◆先進市の事例を踏まえながら、指針を策定する。	検討	-	E
	20 年 度	◆指針を策定するため、内閣府主催の研修会などに参加し、先進市の事例を研究した。	検討	検討	
	21 年 度	◆先進市の事例を研究し、指針を検討したが、H21年度に本市への導入は実施しないこととした。	策定	導入しない	
	22 年 度	◆先進市の事例を研究し、指針を検討したが、H21年度に本市への導入は実施しないこととした。		導入しない	
	23 年 度	◆先進市の事例を研究し、指針を検討したが、H21年度に本市への導入は実施しないこととした。		導入しない	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 市場化テストは特例6業務の受付、交付に限られ、手続が煩雑で、法に基づき導入している自治体は少ない（現在5例のみ）。 ◆ 本市のアウトソーシングは、指定管理者制度、業務委託、派遣業務等、ある程度民間委託化が進んでおり、あえて市場化テストにより民間委託を実施するメリットは少ないことから導入しないこととした。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 本市にとっては業務委託をはじめ民間活力の導入が進んできている状況から、市場化テストにより民間委託を導入するメリットは少なく、次期項目には引き継がない。				

S : 計画以上
A : 計画どおり
B : ほぼ計画どおり
C : 実施したが効果が低い

D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
E : 検討後実施見送り
F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
- : 効果額の算定が困難、未定のもの
〔単位：千円〕

6 官学共同の取組

大学等との共同事業の実施					
	所 管 課	関係部署			
	取組の説明 ◇H18年度～環境マネジメントシステム（ISO14001準拠）【京都精華大学】、H19年度～特別支援教育【芦屋大学】その他の共同事業についても検討する。				
	【実施状況等】		計	画実	
11	19年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、内部監査を京都精華大学と共同で実施した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、芦屋大学で講習を受け、介助員として配置した。 	実施	実施	B
	20年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、内部監査を京都精華大学と共同で実施した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、芦屋大学での講習者の中から選考した指導補助員（介助員、スクールアシスタント）を小学校7校、中学校2校に配置した。 	◎	◎	
	21年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、内部監査及びシステム監査を京都精華大学と共同で実施した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、H20年度に引き続き芦屋大学での講習終了者の中から選考した指導補助員（スクールアシスタント4人、支援員8人）を小学校5校、中学校1校に配置した。 	◎	◎	
	22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、京都精華大学4回生が内部監査の一部にもオブザーバーとして参加した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、H21年度に引き続き芦屋大学での講習修了者の中から選考した指導補助員（スクールアシスタント1人、支援員4人）を小学校3校、中学校2校に配置した。学校教育課担当者が、芦屋大学特別支援指導員養成講座の講師を務めた。特別支援教育支援員候補者名簿の提供があった。 	◎	◎	
	23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆【環境課】下水処理場の環境マネジメントシステム構築に際して、京都精華大学社会連携センターよりコンサルティングを受けた。本庁等におけるEMSの内部監査及びシステム監査を共同で実施した。 ◆【学校教育課】H22年度に引き続き、芦屋大学から特別支援教育に係る講習修了者の名簿提供を受け、その中の2名を小学校に支援員として配置した。 	◎	◎	
	総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎年、京都精華大に研修の講師依頼し、内部監査やシステム改善について必要に応じてアドバイスをいただくなど、継続した支援を受けられている。3～4回生の学生が非常に長期間の就職活動や、単位の認定の関係で、2回生の学外における活動が制限されたり、現役の学生の参画が困難な状況になってきている。教員やOBの方には引き続き協力いただける見込だが、その場合、一定の費用が発生する。（環境課） ◆芦屋大学で特別支援教育について専門的な研修を受けた者を、学校に派遣する体制が構築されたことで、市が支援員の養成のための研修の負担を負うことなく、特別支援教育に対して理解と意欲のある人材を安定して確保できるようになった。（学校教育課） ◆大学との共同事業は、研究、調査部門では有効であり、他分野についてもっと進めていく必要がある。 	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆大学との共同は他分野に広げていくことが有効であり、次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画40：産官学共同事業の拡大				

III 行政サービスの再構築

7 歳入の確保

国・県への財政要望、補助金・交付金等の活用					
	所 管 課	財政課 関係部署			
	取組の説明 ◇引き続き、国・県への財政要望を行う。頑張る地方応援プログラムやその他交付金等の活用を図る。				
	【実施状況等】		計	画実	
12	19年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ○頑張る地方応援プログラム 30,000千円×0.75=22,500千円 	-	22,500	B
	20年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ○頑張る地方応援プログラム 30,000千円×0.75=22,500千円 	30,000	22,500	
	21年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ○頑張る地方応援プログラム 30,000千円×0.75=22,500千円 	30,000	22,500	
	22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 	30,000	-	
	23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ◆国の経済対策による交付金を活用し、事業を実施した。 	-	-	
	総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> ◆頑張る地方の応援プログラムについては、本市の財政力指数により、3,000万円×0.75=2,250万円となったが、制度上は確保できた。 ◆国の経済対策により実施された交付金等を活用し、事業実施することができた。 ◆特別交付税については、毎年、国・県に要望し、前年並みの額を受けられているが、今後、特別交付税財源の減少もあり、引き続き要望を続けていく必要がある。 	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆引き続き国・県に対し財政要望が必要なため、次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画9：国・県への財政要望、補助金・交付金等の活用				

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

処分可能な土地の売却、貸付			
所 管 課	用地管財課	計	画 実 績 達 成 度
取 組 の 説 明	◇処分可能な土地の売却、民間運営駐車場等の一時活用を図る。		
【 実 施 状 況 等 】			
19 年 度	◆ 公有財産を郵便による入札等により売却した。 ○一般競争入札4件、宅地 649.24㎡ 136,539千円	1,103,000	136,539
20 年 度	◆ 公有財産を郵便による入札等により売却した。 【合計】2件、1039.01㎡、73,624千円 ○一般競争入札1件、適年度実施分1件、宅地353.26㎡、69,510千円 ○その他の売却（市芦跡地の一部）1件、山林685.75㎡、4,114.5千円	446,400	73,624
21 年 度	◆ 公有財産を郵便による入札等により売却した。 【合計】3件、455.35㎡、132,675千円 ○一般競争入札2件、宅地400.42㎡、123,722千円 ○その他の売却（旧法定外公共物の売却）1件、54.93㎡、8,953千円	◎	132,675
22 年 度	◆ 公有財産を先着順受付等により売却した。 【合計】2件、209.59㎡ [30,712千円] ○先着順売却1件、宅地198.04㎡ 29,800千円 ○その他の売却（旧法定外公共物の売却）1件、11.55㎡ 912千円	—	30,712
23 年 度	◆ 公有財産入札により売却した。 【合計】7件、891.84㎡ [266,048千円] ○一般競争入札3件 宅地688.98㎡ 215,385千円 ○条件付一般競争入札1件 11.47㎡ 11,600千円 ○その他狭小地の隣接所有者への売却3件 191.39㎡ 39,063千円	—	266,048
総 括 コ メ ン ト	◆ 公有財産にあっては、今後も一般競争入札により売却していく。また、市立芦屋高校跡地についても早期売却を目指す。	5 年 間 合 計	
		1,549,400	639,598
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 公有地の売却については、市立芦屋高校跡地は引き続き売却を進めるが、公有財産の利活用として次期項目に引き継いで進めていく。【新行革項目】実施計画3：未利用土地の売却及び有効活用		
駐車利用職員から使用料を徴収			
所 管 課	人事課 教委管理課 関係部署	計	画 実 績 達 成 度
取 組 の 説 明	◇施設敷地に駐車する職員から使用料を徴収する。		
【 実 施 状 況 等 】			
19 年 度	◆ H20年4月から実施した。	検討	実施
20 年 度	◆ H20年4月から実施した。対象者は146人	5,400	5,082
21 年 度	◆ H21年度の使用料徴収の対象者は147人（H20年4月から実施、H20年度146人）	5,400	5,117
22 年 度	◆ H22年度の使用料徴収の対象者は155人（H20年4月から実施、H20年度146人、H21年度147人）	5,400	5,276
23 年 度	◆ H23年度の使用料徴収の対象者は160人（H20年4月から実施、H20年度146人、H21年度147人、H22年度155人）	5,400	5,482
総 括 コ メ ン ト	◆ 使用料の徴収については、計画どおり実施した。 ◆ 今後は、近隣市の状況等も参考に、適正な使用料に見直す必要がある。	5 年 間 合 計	
		21,600	20,957
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 行革項目として実施できたので次期項目には引き継がないが、引き続き使用料を徴収し、適宜見直していく。		

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

広告収入の増収対策

所 管 課 広報課 関係部署

取 組 の 説 明 ◇ 刊行物、封筒、各種通知書等に広告を掲載する。

【 実 施 状 況 等 】		計	画	実	績	達	成	度
19 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 【広告掲載】 ○ 広報紙等に広告を掲載、広報あしや @50,000×20件=1,000千円 ○ ホームページ @15,000×173件=2,595千円 ○ シティグラフ @200,000×6件=1,200千円 ○ 英字ニューズレター20千円 ◆ 広告物掲載の取扱基準として、芦屋市有料広告の取扱いに関する要綱を制定した。(H20年3月1日施行) 	3,660		4,815				A
20 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 【広告掲載】 ○ 広報あしや@50,000×18件=900千円 ○ ホームページ@150,000×12件=2,550千円 ○ 英字ニューズレター@5,000×4件=20千円 ○ 納税通知書用封筒、督促状・催告書用封筒 2件で合計505千円 ○ オープンガーデンパンフレット@15,000×10件=150千円 	4,000		4,125				
21 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 【広告掲載】 ○ 広報あしや@50千円×24件=1,200千円 ○ ホームページ@15千円×187件=2,805千円 ○ 納税通知書用封筒、督促状・催告書用封筒 2件=420千円 ○ オープンガーデンパンフレット@15千円×10件=150千円 ○ ごみハンドブック100千円×7社+50千円×6社=1,000千円 	4,000		5,575				
22 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 【広告掲載】 ○ 広報あしや @50,000円×32件=1,600千円 ○ ホームページ @15,000×135件=2,025千円 ○ シティグラフ @300×203冊=61千円 ○ 芦屋の四季70選 @1,000×335冊=335千円 ○ 納税通知書用封筒、督促状・催告 2件564千円 ○ オープンガーデンパンフレット @15,000円×10件=150千円 ○ 美術博物館広告収入額 @15,000円×1件=15千円 	4,000		4,750				
23 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 【広告掲載】 ○ 広報あしや @50,000円×33件+100,000円×2件=1,850千円 ○ ホームページ @15,000円×161件=2,415千円 ○ シティグラフ(頒布) @300円×559冊=168千円 ○ シティグラフ(広告) @200,000円×5件=1,000千円 ○ 芦屋の四季70選 @1,000円×171冊=171千円 ○ 納税通知書用封筒 1件 222千円 ○ オープンガーデンパンフレット @15,000円×10件=150千円 ○ 広告付案内表示装置 200千円 ○ ごみハンドブック @100千円×6社+@50千円×6社=900千円 	4,000		7,076				
総 括 コ メ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画額に比べて実績額は上回った。 ◆ 景気の悪化により広告掲載の件数が減り、例年並みの収入確保が困難になっており、広告掲載の件数増加に向けた取組が課題となっている。また、各課で他に広告収入の対象となるものの掘り起こしが必要となるが、広告媒体としてふさわしいかどうか当初に充分検討する必要がある。 ◆ 庁舎の建物の外壁については景観条例もあり広告掲示は不可能だが、兵庫県庁のエレベータ内のように内部の壁面を利用した掲示広告ができないか検討する必要がある。 ◆ 安定した広告収入を確保するための新しい方策を検討する必要がある。 	5 年 間 合 計		19,660	26,341			
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画額を達成しているが、引き続き広告媒体の掘り起こしが必要のため次期項目に引き継いでいる。【新行革項目】実施計画12：広告収入の拡大 							

有料施設の利用の促進

所 管 課 関係部署

取 組 の 説 明 ◇ 有料施設の利用を促進し、使用料収入の増加を図る。

【 実 施 状 況 等 】		計	画	実	績	達	成	度
19 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美術博物館は、団体、グループの利用を促進し利用客が増加した。今後も団体利用を促進し、減免の見直しも併せて検討する。 	◎		-			B	
20 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美術博物館は、H19年度に比較して利用客が増加した。電鉄会社とのタイアップ、県のもだんループバスにより集客努力をした。 	◎		◎				
21 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美術博物館は、初めての試みとして市民コレクションの展示、市民ギャラリーを開催し、また、震災15周年に因んだ展示を行い入館者増加に努めた。 	◎		◎				
22 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美術博物館と谷崎潤一郎記念館、両館入館者への入館料の割引を行った。 ◆ 各施設とも総じて入館者が減少している。(中には空調、改修工事等の影響による入館者の一時的減少と見られる施設もある。) 	◎		◎				
23 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 【上宮川文化センター】19～23年度の平均入館者、平均収入額 32,103人、2,870千円(一般貸室利用者) H19とH23年度比較(一般貸室利用者) 入館者7.6%増、使用料20.5%の増収 ◆ 【打出教育文化センター】近隣の会社等が、貸室を利用して会議を実施したことにより、利用数は増加した。有料貸室割合が、前年度40%から48%に増加した。 	◎		◎				
総 括 コ メ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ H18年度とH23年度の比較でみると、市民センターはH23年度で使用件数 14,457件 使用料収入 54,439千円で、件数5.3%減、収入2.7%の減。美術博物館はH23年度で有料入場者数 8,398人 入場料収入 2,268千円、入場者119.7%増、収入80.1%増。上宮川文化センター(貸室)はH23年度で利用者 33,162人 使用料収入 3,168千円で、利用者16.2%増、収入29.5%の増となっている。 ◆ 稼働率の低い部分は、利用者のニーズに応じた設備等の改修を図り、均衡を考えながら条例改正により料金改定の検討も必要である。 ◆ 課題として、谷崎潤一郎記念館、美術博物館、市民センターなどの市所有各施設、民間文化施設などとタイアップして集客効果が生まれるような、更なる工夫が必要である。 	5 年 間 合 計						
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有料施設の利用促進を図る必要があることから、次期項目に引き継いでいる。【新行革項目】実施計画4：収益性の高いイベント、企業とのタイアップ企画、施設利用率向上の観点からの広報・ホームページでの宣伝のあり方 							

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

8 市税・使用料等の滞納・未収対策

未収金対策マニュアルの整備					
所 管 課	行政経営課				
取 組 の 説 明	◇督促、催告、滞納処分等についてのマニュアルを整備する。				
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実	績 達 成 度	
17	19 年 度	◆ 債権管理取扱指針をH19年10月に作成し、職員研修を実施した。	策定	策定	A
20 年 度	◆ 芦屋市債権管理に関する条例を3月制定し、制定に伴い債権管理取扱指針を改訂した。収税課職員を講師として研修会を開催した。		整備済み		
21 年 度	◆ 19年10月に債権管理取扱指針を策定した。	◎	整備済み		
22 年 度	◆ 19年10月に債権管理取扱指針を策定した。指針を改訂した。		整備済み		
23 年 度	◆ 19年10月に債権管理取扱指針を策定した。指針を改訂した。		整備済み		
総 括 コ メ ン ト	◆ 19年度に事務取扱指針を作成し、20年度に債権管理条例を策定し、21年度に徴収見込みのない債権を一定整理して権利放棄した。 ◆ 指針は、実務に即するよう絶えず見直しが必要である。以降、滞納処分できる公債権同士の情報共有化、一元化を進めるためH23年4月から債権管理課を発足させた。 ◆ 研修により徴収技術の向上を図る必要がある。また、業務委託、派遣の積極的な活用、連帯保証人制度の検討も必要である。		5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 行革項目として達成したが、引き続き未収債権の圧縮に努めるよう、職員の徴収技術の向上のため私債権の徴収強化として次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画13：私債権の徴収の強化 連帯保証人及び保証人への徴収				
未納・滞納者への民間事業者等による電話催告の導入					
所 管 課	収税課 関係部署				
取 組 の 説 明	◇改善効果を測定のうえ、対象範囲を検討し導入する。				
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実	績 達 成 度	
18	19 年 度	◆ 【収税課】 H19年11月、12月の2か月間、派遣労働者による電話催告事務等を実施した。対象は現年度滞納20万円以下とした。 ○徴収額3,790千円-482千円(委託料)=3,308千円	検討	3,308	S
20 年 度	◆ 【収税課】 H20年6月から10か月間、派遣労働者による電話催告事務等を実施した。対象は、現年度滞納50万円以下とした。 ○徴収額15,751千円-2,611千円(委託料)=13,140千円(派遣による効果額)	検討	13,140		
21 年 度	◆ 【収税課】 H21年4月から1年間、派遣による電話催告事務等を実施。対象は、現年度分及び滞納繰越初年度分の滞納額50万円以下 ○徴収額17,743千円-3,014千円(委託料)=14,729千円(効果額) ◆ 【住宅課】 19年度から引き続き住宅家賃の徴収を委託したことにより、現年度の徴収率が向上した。	◎	14,729		
22 年 度	◆ 【収税課】 H22年4月から1年間、派遣による電話催告事務等を実施。(対象は現年度分及び滞納繰越初年度分の滞納額50万円以下) ○徴収額16,953千円-3,096千円(委託料)=13,857千円 ◆ 【住宅課】 H19年度から引き続き住宅家賃の徴収を委託したことにより、現年度の徴収率が向上した。	-	13,857		
23 年 度	◆ 【収税課】 臨時的任用職員が徴収事務補助業務の一部として電話催告を実施(対象は現年度分及び滞納繰越初年度分の滞納額50万円以下) ○徴収額11,326千円-1,542千円(賃金)= [9,784千円] ◆ 【住宅課】 H19年度から引き続き住宅家賃の徴収を委託したことにより、現年度の徴収率が向上した。 ◆ 【保険医療助成課】 平成23年度から、訪問・電話催告の業務を委託したことにより、現年度分・滞納繰越分ともに徴収率が向上した。	-	9,784		
総 括 コ メ ン ト	◆ 収税課の電話催告は想定した以上に効果があった。また、住宅課では家賃の徴収委託により現年度分の徴収率が向上した。全体として少額で件数の多いものは効果が見込まれる。 ◆ 収税課の派遣によるノウハウについて、H23年度から臨時的任用職員に引き継ぎ実施している。現年度の少額滞納に対する電話による納付催告に効果があった。 ◆ 保険医療助成課の訪問・電話催告の業務を委託したことにより、委託前と比較して現年度分・滞納繰越分ともに徴収率が向上した。		5 年 間 合 計		54,818
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 行革項目としてほぼ達成しているので、次期項目には引き継がない。引き続き導入可能なところは実施していく。				

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位: 千円]

インターネット公売の実施					
所 管 課	収税課 関係部署				
取 組 の 説 明	◇差押不動産や動産をインターネット上で公売する。				
【 実 施 状 況 等 】	計	画 実	績 達 成 度		
19	19 年 度	◆【収税課】不動産及び動産をインターネット上で4回実施した。 売却額3,943千円(不動産3,167千円+動産776千円) - 公売手数料118千円=3,825千円	◎	3,825	S
	20 年 度	◆【収税課】不動産及び動産公売をインターネット上で5回実施した。 不動産売却による充当額2,175千円(滞納処分費控除後)+動産売却による充当額1,886千円(動産1,953千円-動産に係る滞納処分費67千円)=4,061千円(市税等への充当額)	◎	4,061	
	21 年 度	◆【収税課】不動産及び動産公売をインターネット上で4回実施した。 動産売却による市税等への充当額827千円(動産853千円-動産に係る滞納処分費26千円)	◎	827	
	22 年 度	◆【収税課】インターネット公売を2回実施した。(不動産1回,自動車1回) ○自動車公売による市税等への充当額【485千円】(自動車501千円-自動車に係る滞納処分費16千円) ◆【管財・検査課】水槽付消防ポンプ自動車等についてインターネットオークションを実施した。 ○落札予定額759千円,落札額【4,123千円】	◎	4,608	
	23 年 度	◆【収税課】インターネット公売を1回(不動産)実施したが不調に終わった。 ◆【用地管財課】スクーター等についてインターネットオークションを実施した。○落札予定額 9千円,落札額【190千円】	◎	190	
	総 括 コ メ ン ト	◆H17年度から実施しているネット公売をH19年度からH23年度の間22回(不動産7回,動産15回)行っており、市民の間にも収税課が差押物件の公売を実施しているという情報が広報あしや、芦屋市ホームページ、新聞等のマスコミ報道等により浸透し、収税の確保のみでなく滞納に対する抑止効果もあった。	5	年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆インターネット公売は、収税課はじめ用地管財課でも実施し、成果が上った。次期項目には引き継がないが、取組は継続する。				

9 行政サービスの見直し

市営住宅整備計画の策定					
所 管 課	住宅課				
取 組 の 説 明	◇市営住宅等ストック総合活用計画を策定し、統廃合等の見直しを行う。				
【 実 施 状 況 等 】	計	画 実	績 達 成 度		
20	19 年 度	◆住宅マスタープランを策定した。住宅マスタープランに基づき市営住宅ストック総合計画をH20年度に策定する。	検討	-	B
	20 年 度	◆市営住宅ストック総合活用計画策定のため、専門部会(課長級)を4回、策定委員会(部長級)を2回開催した。	策定	検討	
	21 年 度	◆計画的な修繕、改善、建替え等による住宅ストックの長寿命化を目的に市営住宅等ストック総合活用計画を策定した。 ◆専門部会(課長級)、策定委員会(部長級)を各2回開催した。	◎	策定	
	22 年 度	◆建替え及び用途廃止住宅については募集停止とし、H23年度の地元説明会の準備(市営住宅等ストック総合活用計画の概要の作成等)及び建替住宅の基本設計作成に向けて調査、研究を行った。		策定済み	
	23 年 度	◆策定した計画に基づき、移転補償等に関する要綱制定、地元説明会等の開催、仮移転先の決定、用途廃止の周知を行った。		策定済み	
	総 括 コ メ ン ト	◆市営住宅整備計画は平成21年度に策定した。 ◆今後、建替え及び用途廃止の住宅入居者への説明を次年度以降に順次実施する予定である。前期住替え予定者は、H22年11月末現在214世帯で、移転折衝、住替え及び仮移転先住居の確保が課題である。	5	年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆整備計画に基づき計画的に建替えを進めていくため、次期項目には引き継がない。				

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

ハートフル福祉公社のあり方を含めた見直し					
所 管 課 高年福祉課					
取 組 の 説 明 ◇ハートフル福祉公社の運営の合理化を図る。					
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度	
21	19 年 度	◆新公益法人制度の移行に備えて情報収集に努めた。福祉公社事業のあり方について、引き続き検討し、運営の合理化を図る。	実施	-	F
	20 年 度	◆新公益法人制度の移行に備えて情報収集に努め、新会計・財務システムに対応できる基盤を作った。また、福祉公社事業のあり方について、引き続き検討し、運営の合理化を図った。	◎	◎	
	21 年 度	◆新公益法人制度の移行に備えて、引き続き公益認定の動向の情報収集（特に介護保険事業の公益認定の動向）に努めた。	◎	◎	
	22 年 度	◆新公益法人制度の移行に備えて、引き続き公益認定の動向の情報収集（特に介護保険事業の公益認定の動向）に努めた。	◎	◎	
	23 年 度	◆新公益法人制度の移行に向けて県と協議を実施。介護保険事業における公益性についてさらに情報収集に努めた。その結果、調布市、船橋市、履屋川市が公益認定申請を行っている。(H24年4月にいずれも認可されている。) ◆会計システムについては公益法人20年基準システムを導入済み。	◎	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆新公益法人制度の情報収集に力点を置いたが、県と協議中であり、申請までには至っていない。申請に向けて、県との協議はもろろんのこと、定款の作成や新法人の役員選定など速やかに事務を進め、理事会の承認を得る必要がある。 ◆H25年11月30日までに公益法人に移行する必要がある。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等		◆公益法人への移行手続を進めているところであり、次期項目には引き継がない。			
単独扶助の見直し					
所 管 課 関係部署					
取 組 の 説 明 ◇市単独扶助について、阪神間の水準、社会情勢等の観点から検証し、必要な見直しを行う。					
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度	
22	19 年 度	◆国・県基準を原則とした見直しを、継続して検討する。	検討	-	B
	20 年 度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－特定健康診査・特定保健指導費用22,355千円＝38,055千円	検討	38,055	
	21 年 度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－H21特定健康診査等費用15,373千円＝45,037千円	検討	45,037	
	22 年 度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 ○H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－H22特定健康診査等費用26,405千円＝34,005千円	検討	34,005	
	23 年 度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 ○H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－H23特定健康診査等費用23,716千円＝36,694千円	-	36,694	
	総 括 コ メ ン ト	◆国民健康保険料について本市独自の制度を見直したため、金額的には効果額を生み出しているが、他の扶助についても見直し・検討が必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等		◆次期行革項目としては引き継がないが、必要な見直しは適宜行う。			

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

ワンストップサービスの充実				
所 管 課 行政経営課 関係部署				
取 組 の 説 明 ◇窓口アンケートなどを参考に、よりよいサービスの提供方法について検討する。各種相談機能の統合によるワンストップ化と機能強化などを検討する。				
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度	
23	19 年 度	◆保健福祉部では、芦屋市保健福祉センター開設に向けて各種相談事業の集約を検討した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	-
	20 年 度	◆市民課窓口業務委託を実施した。保健福祉部では、芦屋市福祉センター構想に基づき、総合相談事業を検討した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	◎
	21 年 度	◆保健福祉部では、芦屋市保健福祉センター開設に向けて各種相談事業の集約を検討した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	◎
	22 年 度	◆芦屋市保健福祉センターでは相談事業の窓口を集約した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	◎
	23 年 度	◆窓口サービスの一環として窓口アンケートの導入を検討し、H24年4月から実施した。	◎	◎
	総 括 コ メ ン ト	◆年金事務を市民課内に移し、税証明についても一部市民課で実施した。市民課において受付、交付業務を委託した。 ◆今後は、窓口サービスを市民目線に立った、分かりやすい便利なものへと改善を図り、質的な向上を図っていく必要がある。また、窓口業務については、常にマニュアルの見直し、研修が必要である。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ワンストップサービスの充実という項目では次期へ引き継がないが、市民サービスの向上を図るため窓口サービスのあり方を検討する。			
クレジットカード決済等の多様な納付手段の導入				
所 管 課 行政経営課 関係部署				
取 組 の 説 明 ◇クレジットカード、コンビニエンスストア収納等納付手段の多様化に対応する。				
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度	
24	19 年 度	◆クレジットカード・コンビニ納付の先進市の事例を研究し、手数料に対し費用効果も含めて検討する。	検討	-
	20 年 度	◆クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	検討	一部実施
	21 年 度	◆クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	実施	一部実施
	22 年 度	◆クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	-	一部実施
	23 年 度	◆クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	-	一部実施
	総 括 コ メ ン ト	◆病院ではクレジットカード決済を導入したが、他の収納については、手数料が依然として高いこと、システム改修費用が高額になることから、導入を見送った。 ◆地方財政調査会の調べ(H22年10月)によると、182市のうち、コンビニ収納114(67%)、クレジット34(20%)、ペイジー8(5%)、何もしていない53(31%)であり、今後収納チャンネルを増やすため、住民情報システムの入替えのタイミングに合わせて、コンビニ収納やマルチペイメントについて検討していく。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆コンビニ収納を、住民情報システムの入替えに合わせて導入を検討する。併せてマルチペイメントについても検討する。【新行革項目】実施計画42：コンビニ収納の導入			

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

インターネット予約の実施				
所 管 課 行政経営課 関係部署				
取 組 の 説 明 ◇H19年6月からインターネット図書予約システムを稼働した。既存の電子申請システムの利用を促進するとともに、その他の手続きについても検討する。				
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度	
25	19 年 度	◆【図書館】図書予約45,851件のうち、インターネット予約21,139件 約46.1% 利用促進のため、簡易申請システムの利用を検討する。	◎	-
	20 年 度	◆【図書館】H20年度予約件数 総数：73,993件（うちネット予約件数：35,505件、約48%） ◆【スポーツ施設（体育館、中央公園など）】H20年度予約件数 総数27,447件（うちネット予約件数：9,398件、34.24%）前年度比109.29% H20年8月からあしやふるさと寄附金の電子申請を開始した。	◎	◎
	21 年 度	◆【図書館】21年6月から在架予約を開始し、図書予約システムを充実させた。予約処理件数は、21年度：99,459件のうちネット予約件数61,347件（61.68%） ◆【文化スポーツ施設（市民センター、体育館、中央公園など）】21年度総予約件数29,978件のうちネット予約件数8,162件（27.23%）21年度ふるさと寄附金申請43件のうちネット申請6件	◎	◎
	22 年 度	◆【図書館】H22年度も予約処理件数が増加した。予約処理件数は、H22年度：115,280件のうちネット予約件数78,067件（67.72%） ◆【文化スポーツ施設（市民センター、体育館、中央公園など）】H22年度総予約件数25,978件のうちネット予約件数8,938件（34.40%） ◆【福祉センター】施設利用登録団体数（91団体）、予約件数1,130件（うち、ネット予約21件）※事業開始日：H22年7月20日	◎	◎
	23 年 度	◆【図書館】H23年度も予約処理件数が増加した。予約処理件数はH23年度：129,532件のうちネット予約件数90,723件（70.04%） ◆【文化スポーツ施設（市民センター、体育館、中央公園など）】H23年度予約件数25,134件のうちネット予約件数9,186件（36.54%） ◆【福祉センター】施設利用登録団体数（136団体）、予約件数1,649件（うち、ネット予約96件） ◆【潮声屋交流センター】施設利用者登録件数（656件）、利用者件数4,577件（うち、ネット予約1,472件）※事業開始日：H23年6月2日	◎	◎
	総 括 コ メ ン ト	◆図書館、スポーツ施設及び市民センターにおける既存の施設予約システムとともに、新たに建設した施設（福祉センター及び潮声屋交流センター）へのインターネット施設予約導入など、一定水準でのサービス提供はできた。 ◆今後は更に利用者が増加するよう周知をしていくとともに、システム老朽化への対応に併せてより利用しやすいものにしていく必要がある。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆インターネット予約はH19年に比べて増加した。一定効果が見られたため次期項目には引き継がないが、引き続き利便性の高いものにしていく必要がある。			

10 環境負荷の低減

市庁舎等へのESCO導入の検討				
所 管 課 用地管財課 関係部署				
取 組 の 説 明 ◇ESCO：民間資金で省エネ設備機器を導入し、省エネ効果額を対価として複数年で支払うもの				
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度	
26	19 年 度	◆本庁舎へのESCO導入の可能性を検討した。引き続き施設整備計画の中で検討していく。 市民センターは、改修に合わせ導入を調査したが、調査の結果、補助金を対象としたESCO手法の導入はできない。	検討	-
	20 年 度	◆本庁舎へのESCO導入の可能性を検討した。引き続き施設整備計画の中で検討していく。 ◆市民センターは、改修に合わせ導入を調査したが、調査の結果、効果が見込めず、補助金を対象としたESCO手法の導入を見送った。	検討	検討
	21 年 度	◆本庁舎へのESCO導入の可能性を検討した。引き続き施設整備計画の中で検討していく。	検討	検討
	22 年 度	◆本庁舎の熱源機器、中央監視装置の更新については、当面、現状のまま使用しつつ、技術的な見極めを行うこととした。 ◆市民センター・下水処理場・環境処理センターについては、検討の結果、効果が無い等の理由で導入しない旨の結論を出した。（～H20年度）	-	検討
	23 年 度	◆本庁舎の熱源機器及び中央監視装置の更新については、現状を維持しつつH25年度に改修を目指す。	-	検討
	総 括 コ メ ン ト	◆庁舎全体の省エネ化に向けて、空調時発電ができる機器の採用や照明のLEDやHF器具への更新時期にも来ていることから、保全計画に併せて計画していく事が重要である。 ◆市民センターはESCO導入の効果が無いとの結論が出ている。 ◆下水処理場、環境処理センターについては、設備の特殊性などから導入できないと判断している。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ESCO事業は規模と利用形態で導入に制約があるが、新築や大規模改修の際には導入を視野に入れて進めていく。			

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

可燃ごみの有料化の検討						
所 管 課 環境処理センター						
取 組 の 説 明 ◇ごみの減量化を目的に可燃ごみの有料化を検討する。						
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度		
27	19 年 度	◆ 近隣各市の有料化に合わせ実施を検討していく。		検討	-	E
	20 年 度	◆ 6月と10月に阪神間各市の動向を調査した。引き続き実施を検討していく。		検討	検討	
	21 年 度	◆ 4月と7月に阪神間各市の動向を調査したが、可燃ごみは有料化されていない状況である。引き続き実施を検討していく。		検討	検討	
	22 年 度	◆ 5月に阪神間各市の動向を調査したが、可燃ごみは有料化されていない状況である。		-	検討	
	23 年 度	◆ 5月に阪神間各市の動向を調査したが、可燃ごみは有料化されていない状況である。		-	検討	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 『H21年度兵庫県一般廃棄物処理（H23年5月兵庫県発行）』にH22年3月現在の兵庫県下41市町のうち、16市町が可燃ごみの有料化を実施しているが、現在、阪神間各市では実施していない。 ◆ ごみ減量化が進んでいる折から、現在のところ、有料化は難しい。		5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等		◆ 有料化の目的である、ごみの減量化が進んでいるところから現在のところ有料化は難しいが、近隣他市に有料化の動きがあれば、越境ごみの問題もあるので検討が必要と考える。				
ごみの減量化、資源ごみ分別、再資源化の徹底						
所 管 課 環境処理センター						
取 組 の 説 明 ◇広報などを活用し、啓発を行う。						
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度		
28	19 年 度	◆ 毎年6月発行の「広報あしや環境特集号」やH20年3月作成の「芦屋市家庭ごみハンドブック」を全世帯に配布し、啓発した。レジ袋を削減するため、コープこうべとH19年5月31日に協定を締結し、積極的に啓発に取り組んだ。		◎	-	B
	20 年 度	◆ 6月に『広報あしや環境特集号』を全世帯に配布し、啓発した。レジ袋の削減のため、コープこうべと協定を締結し、協働して啓発活動に取り組んだ。		◎	◎	
	21 年 度	◆ 6月に「広報あしや環境特集号」を全世帯に配布し、啓発した。芦屋市商工会と連携してフリーマーケットを2回開催した。コープこうべとレジ袋削減の協定を締結した。		◎	◎	
	22 年 度	◆ H22年3月作成の「芦屋市家庭ごみハンドブック」、毎年6月発行の「広報あしや環境特集号」を全世帯に配布し、啓発した。 ◆ 芦屋市商工会と連携してフリーマーケットを開催した。 ◆ コープこうべとレジ袋削減の協定を締結しており、芦屋市消費者協会と共催し、マイバッグ持参運動を実施した。		◎	◎	
	23 年 度	◆ H24年3月作成の「芦屋市家庭ごみハンドブック」及び毎年6月発行の「広報あしや環境特集号」を各戸配布し、啓発した。 ◆ 芦屋市商工会と連携してフリーマーケットを開催した。 ◆ コープこうべとレジ袋削減の協定を締結しており、芦屋市消費者協会と共催し、マイバッグ持参運動を実施した。 ◆ 条例による再生資源の持ち去り罰則を制定した。		◎	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ H17年5月策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」でH12年度を基準年度としてH22年度に20%削減する目標を立てていたが、H21年度に20.5%と達成したため、同計画の見直しを行い、H27年度にH12年度を基準としてごみの総排出量を25%削減することを中間目標とする同計画をH24年3月に改訂した。 ◆ レジ袋の削減については、市内の大型店舗への呼び掛けを行うとともに、「マイバッグ持参」運動を継続するなど、ごみ減量化の啓発を推進する。		5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等		◆ レジ袋の削減と「マイバッグ持参」運動に引き続き取り組む。				

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

11 受益と負担の適正化

使用料・手数料の見直し		計	画	実	績	達	成	度	
所 管 課 関係部署									
取 組 の 説 明 ◇全ての使用料・手数料について、阪神間の水準、社会情勢、受益者負担の観点から検証し、必要な見直しを行う。									
【 実 施 状 況 等 】									
29	19 年 度	◆ 近隣他市や、本市の財政状況等を総合的に判断して検討する。					◎	-	D
	20 年 度	◆ 市庁舎、公の施設の自動販売機使用料はH21年度から徴収することに改めた。公民館講座受講料を21年度より1回300円から400円に改めることにした。 ◆ 他の使用料・手数料は、近隣市や本市財政状況等を総合的に判断して検討する必要がある、昨今の経済情勢から改定を見送った。					◎	◎	
	21 年 度	◆ 市民サービスの観点から減免していた市庁舎、公の施設の自動販売機使用料は、H21年度から徴収することに改め、219千円の増収となった。 ◆ 公民館講座受講料等を21年度に1回300円から400円に改めたことにより、1,209千円の増収となった。 ◆ 他の使用料・手数料は、近隣市や本市財政状況等を総合的に判断して検討する必要がある、昨今の経済情勢から改定を見送った。					◎	1,428	
	22 年 度	◆ 【財 政 課】 H22年10月に各課施設における使用料・手数料等を調査した。 ◆ 【道 路 課】 道路占用料について、阪神間道路管理者連絡協議会の占用料専門部会にて条件整備を行い、H23年度改定とH24年度実施を目標にして進めた。 ◆ 【市民センター】 公民館受講料の300円から400円に改訂（H21年度）したことにより、〔1,316千円〕の増収となった。					◎	1,316	
	23 年 度	◆ 【市民センター】 公民館受講料を300円から400円に改定（H21年度）したことにより、〔1,383千円〕の増収となった。 ◆ 【道 路 課】 H23年12月8日付阪神間道路管理者連絡協議会より道路占用料改定の答申により、H24年第1回定例会議において道路占用料の改定を行った。					◎	1,383	
	総 括 コ メ ン ト	◆ H21年度の国による道路占用料改定を参考に阪神間道路管理者連絡協議会で占用料の改定について協議を行い、H23年度に道路占用料を改定した。 ◆ 使用料、手数料については、地方分権推進整備法制定時に内容を各課で精査したので、次期改定にはこの間の状況を考慮することが必要である。阪神間の均衡だけでなく、どれだけのコストがかかっているのか十分に精査する必要がある。					5	年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 今後も必要な見直しを行う。【新行革項目】実施計画11：使用料・手数料の見直し								

IV 行政経営システムの改革

12 財政運営・調整機能の強化

公会計制度改革への対応		計	画	実	績	達	成	度	
所 管 課 財政課									
取 組 の 説 明 ◇国の動向を踏まえながら、公会計制度改革に対応して公会計の整備、資産・債務管理の具体的方策を検討する。									
【 実 施 状 況 等 】									
30	19 年 度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、円滑な移行に向けて新公会計理論の習得及び財務書類の作成に努めた。					◎	◎	A
	20 年 度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、円滑な移行に向けて新公会計理論の習得及び財務書類の作成に努めた。					検討	検討	
	21 年 度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、公会計制度の円滑な移行に向けて新公会計理論の習得及び財務書類の作成に努め、普通会計、市全体、連結のH20年度財務4表を公表した。					◎	◎	
	22 年 度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、理論の習得及び財務書類の作成に努めるとともに、普通会計、市全体、連結のH21年度財務4表をH23年3月に公表した。 ◆ 資産の段階的整備に向けて、資産台帳整備のための協議を行った。					◎	◎	
	23 年 度	◆ 普通会計、市全体、連結のH22年度財務4表をH24年3月に公表した。 ◆ 資産の段階的整備に向けて、資産台帳整備のための協議を行った。特に建築物については、公共施設保全計画におけるデータの連携が図られるよう協議を行った。					◎	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 総務省改定モデルにより、財務4表を作成し公表した。 ◆ 今後、資産台帳を順次整備し、財務諸表における資産数値を更新していく必要がある。					5	年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 財務4表を作成し、公表したので次期項目には引き継がない。								

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

財政指標目標値の設定					
所 管 課 財政課					
取 組 の 説 明 ◇市債残高、実質公債費比率等に目標値を設定する。H22年度 市債残高690億円台にする。					
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度	
31	19 年 度	◆市債残高については、H22年度末690億円台を目標とする。 実質公債費比率については、公債費負担適正化計画に基づいて対応する。		◎ ◎	S
	20 年 度	◆H20年度決算見込みで市債残高794億円、公的資金補償金免除繰上償還額946,244千円 実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に基づき対応する。		◎ ◎	
	21 年 度	◆実質公債費比率等は、公債費負担適正化計画に基づき対応した。 補償金免除の公的資金を11億614万円繰上償還するなど21年度一般会計決算見込みで市債残高743億円に圧縮した。		◎ ◎	
	22 年 度	◆実質公債費比率等は起債時の県許可を要しない18%未満となった。 ◆緑化育成事業債の一部を償還するなどH22年度一般会計決算見込みで市債残高679億円にした。		◎ ◎	
	23 年 度	◆補償金免除の公的資金を2,239万1千円繰上償還するなどにより、H23年度末一般会計決算で市債残高636億円に圧縮した。		◎ ◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆借換え抑制や公的資金補償金免除繰上償還などを活用し、H23年度末の一般会計市債残高は、636億円となった。しかし、公債費負担は大きく、早期に改善できるよう積極的な償還に努める。 ◆この数年間において、市債の満期一括償還が続くため、実質公債費比率の動向を注意しながら償還を行う必要がある。		5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆H26年度末で市債残高500億円を切るように財政状況を勘案しながら償還していく。【新行革項目】実施計画8：財政健全化への取組				
包括的予算配分システムの定着					
所 管 課 財政課					
取 組 の 説 明 ◇H19年度予算編成から実施しており、その手法を検証し定着を図る。					
【 実 施 状 況 等 】				計 画 実 績 達 成 度	
32	19 年 度	◆施策目標を掲げる新規事業について、インセンティブ予算を実施した。 ◆枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。		◎ ◎	A
	20 年 度	◆枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆『安全・安心で快適な住環境の実現』を目指した予算とした。		◎ ◎	
	21 年 度	◆枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆『福祉・医療』及び『教育』に重点を置き、芦屋らしい快適で住みよいまちづくりを目指した予算とした。		◎ ◎	
	22 年 度	◆枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆『医療』、『福祉』及び『教育』に重点を置いた予算とした。		◎ ◎	
	23 年 度	◆枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆『健康』、『福祉』及び『教育』に重点を置いた予算編成を行った。		◎ ◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆包括的予算配分システムの導入により、枠配分予算では各部による枠内での柔軟で自主的な事務事業の取捨選択が行われるようになりました。		5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆包括的予算配分は定着したので、次期項目には引き継がない。				

S：計画以上
A：計画どおり
B：ほぼ計画どおり
C：実施したが効果が低い

D：一部実施又は実施したが効果が見られない
E：検討後実施見送り
F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
-：効果額の算定が困難、未定のもの
[単位：千円]

わかりやすい財務情報の提供				
所 管 課 財政課				
取 組 の 説 明 ◇市の財務情報を広報するにあたり、家計に例えるなど、わかりやすい広報に努める。				
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度	
33	19 年 度	◆ 市ホームページの「施策・予算・決算」の内容に変更を加えて、①予算編成方針及びスケジュール②道路特定財源③公債費負担適正化計画等の公表を行った。	◎ ◎	A
	20 年 度	◆ 市ホームページの「施策・予算・決算」の内容に変更を加えて、①予算編成方針及びスケジュール②道路特定財源③公債費負担適正化計画等を4月、9月、10月、3月に公表した。 ◆ 広報紙においては、文字数を減らし、イラストや図表を多用するなど分かりやすい表現に努めた。	◎ ◎	
	21 年 度	◆ 市ホームページのCMSへの移行に伴い、「予算・財政」のページを全面的に見直し、分かりやすい表現となるように工夫した。また、公表内容も財務統計を入れるなど充実させた。 ◆ 広報紙においては、イラストや図表を多用するなど分かりやすい表現とした。	◎ ◎	
	22 年 度	◆ 市ホームページでは、財務統計の公表を決算審査前に行うとともに、新会計制度による財務諸表や補正予算の概要も、市民に分かりやすく公表した。 ◆ 広報紙においては、横書き表示とするとともにイラストや図表を多用するなど分かりやすい表現とした。	◎ ◎	
	23 年 度	◆ 予算概要の各事業の説明の中に、その財源内訳を表記するように変更し、公表した。 ◆ 次年度のシステム改修に向けて、わかりやすい財務情報提供のための改修について検討を行った。	◎ ◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 市の財務情報をできる限り公表するとともに、家計に例えるなど、分かりやすい広報に努めた。 ◆ 新たに公表した内容は、予算編成方針、補正予算の概要、決算統計、決算カード、健全化法による財政指標、財務統計、公的資金補償金免除繰上償還制度、新会計制度による財務諸表などである。 ◆ 引き続き、他市の状況等も研究し、分かりやすい広報に努める。また、今後は、制度改正をはじめ、財政を取り巻く状況は変化していくことが予想され、それらの動向を注視し、本市に関連する情報については、市民に公表していく必要がある。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 更に、分かりやすい情報提供に努める。【新行革項目】実施計画10：分かりやすい財務情報の提供			

13 企画調整・政策立案機能の強化

行政経営情報システムの構築				
所 管 課 行政経営課				
取 組 の 説 明 ◇施策評価システムの構築を行う。				
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度	
34	19 年 度	◆ 総合計画実施計画の事務事業調査と事務事業評価がリンクする事務事業管理システムを構築した。	構築 構築	B
	20 年 度	◆ 事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施。第3次総合計画後期基本計画についての総括を施策評価の方法を模索しながら行った。	◎	
	21 年 度	◆ 事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施。第3次総合計画後期基本計画についての総括を施策評価の方法を模索しながら行った。	◎ 一部構築	
	22 年 度	◆ 事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施した。 ◆ H23年度からスタートする第4次総合計画の施策目標についてスタート時の現状として施策評価を試行する予定	一部構築	
	23 年 度	◆ 事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施	一部構築	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 事務事業管理システムの導入、事務事業評価は実施できているが、施策評価の導入については、試行に止まっている。 ◆ 今後は、総合計画の進行管理として有効な市民意識調査の検討、施策評価方法の確立、市民参加の外部評価の導入が必要である。	5 年 間 合 計	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 総合計画の進行管理のため次期項目で上げている。【新行革項目】実施計画16：事務事業評価と施策評価の連携			

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 -：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

政策立案実行型プロジェクトチームの設置					
所 管 課	行政経営課				
取 組 の 説 明	◇人材育成の観点から、政策の立案から実行まで行うプロジェクトチームを設置する。				
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実 績 達 成 度		
35	19 年 度	◆ テーマを定めてチームが実施する目的、名称、期間及び業務の内容等を年度内に作成する。	検討	-	D
	20 年 度	◆ 市制70周年記念事業について、事業内容の検討を行った。 ◆ クレジットカード決済について、導入の検討を行った。	設置	一部設置	
	21 年 度	◆ 第4次芦屋市総合計画の策定に当たり、基本計画の素案づくりを行うため、若手職員の参画による職員会議を設置した。	◎	一部設置	
	22 年 度	◆ 横断的な課題（コミュニティバス・社会资本整備総合交付金）等については、プロジェクト化して関係課全体で協議するようにしているが、メンバーが課長中心となり、若手職員で構成するプロジェクトチームの設置まで至っていない。	-	一部設置	
	23 年 度	◆ 若手職員による新行革に対する提案を行った。	-	一部設置	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 第4次総合計画策定では若手職員による職員会議を設置した。 ◆ 他の項目では、「政策立案実行型」での実施はできていない。 ◆ 関係課で協議しながら、政策立案型よりも研究に近いものから始める必要がある。 ◆ 今後も、リーダーシップを発揮する人材を育成する観点からプロジェクトチームの設置は必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 次期は要綱を制定し、トップダウン方式とボトムアップ方式のプロジェクトチーム設置を検討する。【新行革項目】実施計画31：政策立案型プロジェクトチームの設置				

14 庁内マネジメントの見直し

職務権限規程の簡素化					
所 管 課	行政経営課				
取 組 の 説 明	◇権限事項の項目を整理、統合し、権限を見直す。				
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実 績 達 成 度		
36	19 年 度	◆ 文書管理システムの導入や財務会計システムの再構築に伴い職務権限を見直した。引き続き、職務権限の移譲範囲の拡大を検討する。	◎	-	C
	20 年 度	◆ 職務権限規程を見直した。引き続き移譲範囲の拡大を検討する。	◎	◎	
	21 年 度	◆ 職務権限規程の簡素化を図るため、共通権限と各課の権限が重複するものなどを整理した。	◎	◎	
	22 年 度	◆ 前年度整理した職務権限規程を改正する訓令を制定した。	◎	◎	
	23 年 度	◆ 組織改正による見直しと併せて、整理が必要な部分の改正を行った。	◎	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 職務権限規程は、H21年度に一定簡素化したが、依然として他市に比べて煩雑な規定である。更なる簡素化が必要である。 ◆ 今後は、簡素化されていない課について、継続して見直す必要がある。 ◆ また、第4次芦屋市総合計画の策定により、事務分掌規程の見直しが必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 一部権限を簡素化した。更に事務の効率化、意思決定の迅速化を図るため、次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画23：職務権限規定の見直し				